



みなみおくに

発行 南小国町役場 TEL 2-1111

印刷 穴井印刷

TEL 6 - 3118

町 人 口

57年 9 月末現在

総人口 5,520 人

男 2,645 人

女 2,875 人

世帯数 1,379 戸

産業祭

No **228**

産業

場所：市小会中
期日：四月六日

蓮

1982

11

月号 / 57

小・中学生ポスター展示
(市小体育館)

第五回

産業祭

去る十月十六日、市原小学校グラウンドにおいて、農協青壮年部婦人部を始め各種団体の協賛を得て、第五回ふるさと南小国の祭典産業祭が開催されました。

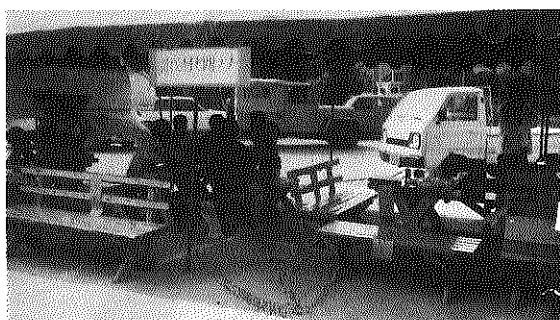
当日は、日野実行委員長の開会宣言、町長、農協長の来賓祝辞の後、自衛隊音楽隊の町内パレードと場内演奏及び警察白バイ隊の模範走行演技が披露されました。場内に張りめぐらされたテント内には、各団体の展示、即売コーナーが設営され、婦人部のオニギリ、

ウドンコーナーを始め、オデン、カップ酒、焼鳥、ヤマメの塩焼、生ビールコーナー、野菜即売、林研クラブの間材木の加工品、花木、オウレン茶の即売等が実施され、中央では、吉原神楽を始め、のど自慢大会、舞踊、子供相撲が実施され、中でも南中と小国中共演のマーチングフェスティバルの実演披露には、おしめない拍手が送られた。

尚、この祭典が盛会の内に終了いたしましたのも、町及び農協、森林組合、商工会を始め、各種団体の皆様方のご支援とご指導があったことだと感謝し、ここにお礼申し上げます。



警察・白バイ隊 模範走行



林研ク 間伐材利用コーナー



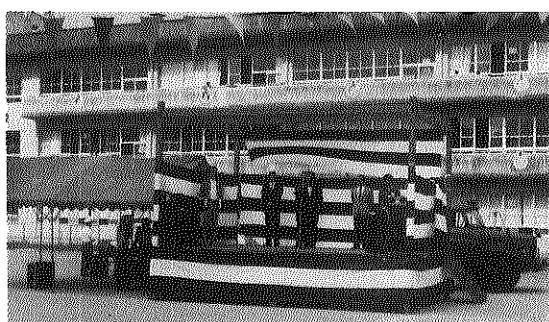
4 H ク 野菜即売コーナー



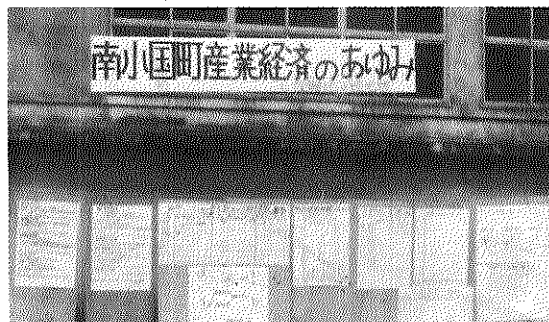
4 H ク 野菜即売コーナー



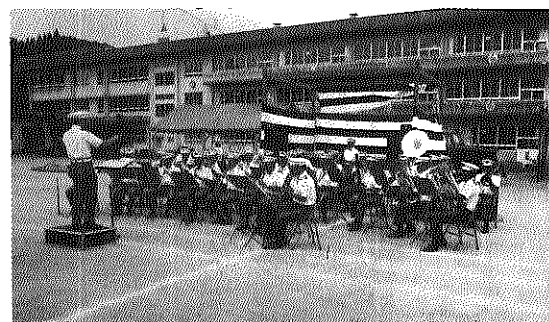
鯉のつかみどり



日野実行委員長 開会宣言



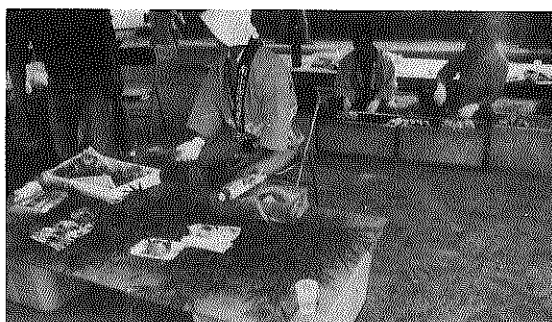
本町経済のあゆみ



自衛隊プラスバンド演奏



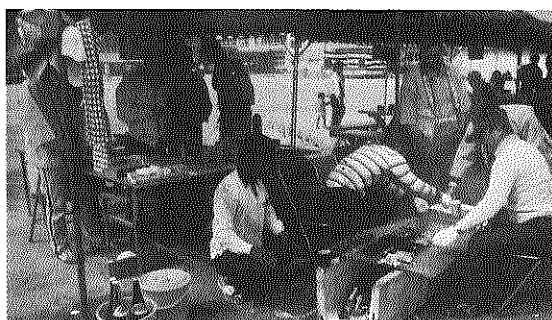
青年団もちつき



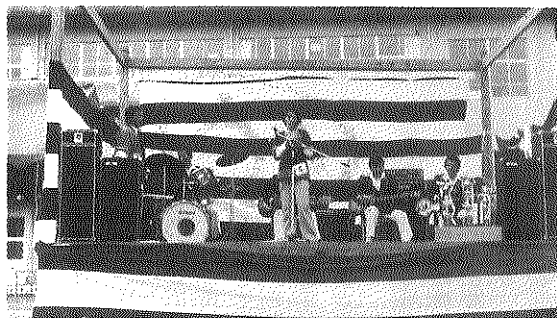
ヤマメの塩焼コーナー



脇戸仮装



焼鳥コーナー



のど自慢大会



カッポ酒コーナー



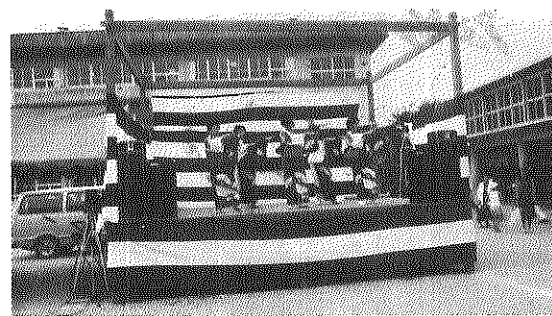
湯田婦人部仮装



うどんコーナー(婦人部)



町を練る腹人形

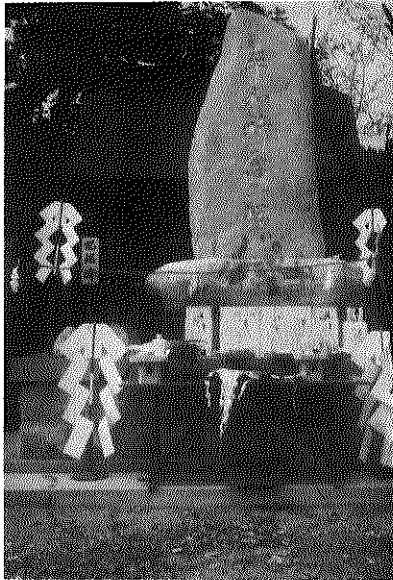


市原民踊クおどり

平和祈念塔 建立を称える

去る十月十六日南小国町中央公民館横に建立された「平和祈念の塔」の除幕式が挙げられました。この塔が建立されることになった動機については、終戦以来三十七年の長い歳月が流れている今日南小国町在住の元軍籍関係者（三百六十一名）が過去の体験に照らし合わせ考慮したもので、平和憲法の則り戦争の及ぼす犯罪と惨禍の歴史を繰り返すことのないよう全町民に呼びかける警告の塔であります。

除幕式は午前九時半より塔前に於て開始され来賓、元軍籍関係者自衛隊音楽隊の列席する中、小国町神社高野宮司を迎え神式にて執り行われました。



平和祈念塔建立される

テレビに対する電 波障害とその対策

テレビの画像にシマが出たり、カラーが消えたり、全く画像音声が出なくなったりする現象を電波障害といいます。

この原因は、防衛電波の発射による場合、イースポと云って電離層の関係で遠くのテレビ局の電波が入って来て混信する場合、自動

式が終ると中央公民館に於て祝賀会が開催され、藤里建設委員長の塔建立についての経過報告、来賓祝辞等を経て懇親会に移る。余興として披露される県無形文化財指定の吉原若戸神楽の演舞が開始されると会場内のムードは一斉に盛り上がり気あいあいの気分が漂いました。（後藤元次）

車や工事用機械のエンジンの点火部が原因する場合、その他テレビのアンテナや受信機に原因する場合等、いろいろあります。

これらの障害で「イースポ」による原因は、夏の暑い時期に多く、発生時間も数十分から長い場合数時間と、しかも連続して現れます。対策としては、アンテナの設置場所や向きによって程度が異なりますので、この点の対策が必要です。

次に、無線機の電波による場合として、アマチュア無線局の機械やアンテナの調整不備による場合、シービー無線（最近増加している高出力の不法無線機）による場合があります。

これらの障害の場合は、長く連続して発生することなく、送信している時だけ障害が出ますので良くなったり悪くなったりと一二分おき位に出ます。

特に、テレビ障害の出るのは「シービー無線」による場合が多いようです。大型トラックに多く設置されていますが、家屋の屋根の上などにアンテナを立て電波を出している者もおります。

アマチュア無線局の場合は、開局する場合無線従事者の国家試験に合格し、さらに郵政大臣よりアマチュア無線局の免許状とコールサインをもらった者でなくては運

用出来ない事になっており、電波障害対策についてはひと通りの技術をもっているため障害の発生は極めて少ないのが実情ですが、絶対ないとは云えません。

もし、近くにアマチュア無線局がある場合は、一応は障害発生も考えられますので、もし、アマチュア局が原因で障害が出ていると思われる場合は、後記の方に連絡されますと、調査の結果アマチュア無線局に原因がある場合は対策を行う事になっております。

各々の障害も、テレビの調整が完全でなかったり、アンテナやテ

レビ、又はブースター等のフィダー線の取付けが完全でない場合等の状態の時に多く発生しますので自分でしめつける、電気屋さんに調べてみてもらう事も必要です。

テレビに、アマチュア局が原因と思われる障害が出る場合には、次の方にお電話ください。

鞭馬松夫 六一二七二七

（日本アマチュア無線連盟支部幹事）

宇都宮徹 二一〇一四五
（日本アマチュア無線連盟監査指導委員）

10月家畜市場状況報告

南小国農協

品名	頭数	総額	最高	最低	平均	平均単価	平均体重
1 小 国	51	12,703,000	506,000	146,000	249,078	895	278
南小国	44	9,194,000	354,000	87,000	208,954	777	269
他町村	5	1,520,000	426,000	260,000	304,000	944	322
計	100	23,417,000	506,000	87,000	234,170	845	277
2 小 国	3	854,000	440,000	196,000	284,666	849	335
南小国	2	493,000	323,000	170,000	246,500	802	307
他町村	5	1,347,000	440,000	170,000	269,400	831	324
計	77	19,477,000	394,000	151,000	252,948	848	298
3 小 国	51	11,951,000	345,000	149,000	234,333	833	281
南小国	8	1,927,000	263,000	208,000	240,875	767	314
他町村	136	33,355,000	394,000	149,000	245,257	839	292
計	6	413,000	91,000	47,000	68,833	398	173
7 小 国	17	4,662,000	438,000	185,000	274,235	549	499
南小国	16	4,469,000	428,000	194,000	279,312	570	490
他町村	5	1,446,000	547,000	189,000	289,200	591	499
計	38	10,577,000	547,000	185,000	278,342	563	494
8 小 国	4	429,000	132,000	95,000	107,250	277	386
南小国	2	220,000	115,000	105,000	110,000	299	367
他町村	6	549,000	132,000	95,000	108,166	285	379
計	21	11,497,000	735,000	460,000	547,475	898	509
10 小 国	11	5,770,000	598,000	473,000	524,545	832	530
南小国	32	17,267,000	735,000	460,000	539,593	874	617
他町村	14	2,368,000	203,000	134,000	169,142	650	260
計	1	229,000	229,000	229,000	229,000	579	395
11 小 国	1	142,000	142,000	142,000	142,000	612	232
南小国	16	2,739,000	229,000	134,000	171,187	641	267
他町村	193	52,403,000					
計	127	32,326,000					
合 計	19	5,035,000					
	339	88,764,000					

児童扶養手当 について

児童手当制度は、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をなう児童の健全な育成および資質の向上に資することを目的として、昭和四十七年一月一日にこの制度が発足しました。

給付は十八歳未満の児童が三人以上いる場合、義務教育終了前の第三子以降の児童一人につき月額五、〇〇〇円（市町村民税所得割のないもの七、〇〇〇円）を当該児童を養育している者に対して支給する制度です。

ただし、前年の所得が一定額以上であるときは支給されません。該当される方は児童手当認定請求書を町長に提出し認定されまうと申請されました翌月より支給されます。支払期月は二月、六月、十月の各十日で当日が休日の場合は前日となり、手当の支払方法は南小国町農協口座振込みとして受給者の貯金口座に振り込みます。尚、詳しいことは役場住民課へおたずねください。

▼目的

この手当制度は、経済的支柱である父と生計を同じくしていない児童の世帯に、児童の心身の健全な生長に寄与する為に手当を支給し、児童の福祉の増進を図るものです。

▼支給要件

次のいずれかに該当する児童の母、又は母以外の者がその児童を養育するときに、母、又は養育者に支給される。

- 1、父母が婚姻を解消した児童
- 2、父が死亡した児童

御存知ですか

児童手当制度を



3、父の生死が明らかでない児童。

4、父が引き続き一年以上遺棄している児童。

5、母が婚姻によらないで懐胎した児童。

6、5に該当しない児童。

▼手当額

児童一人の場合月額三万二千七百円、二人の場合三万七千七百円、三人目以降は一人につき二千元が加算されます。（57・9以降）

▼手当の支給

毎年四月、八月、十二月（希

望者は十一月に支給）

支払は郵便局を窓口として行れます。

▼その他

この制度には種々の支給制限があります。役場住民課で相談ください。

百円、重度障害児にあっては三万七千七百円（57・9以降）

▼手当の支給

児童扶養手当に同じ

▼その他

相談は、役場住民課福祉手当制度について

▼目的

在宅の障害者に対し、その重度の障害ゆえに生ずる特別の負担の一助として手当を支給することにより、重度障害者の福祉の向上を図ることを目的としています。

▼対象者

重度の障害があるため日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態にある者で県知事の認定を受けた者。

▼支給要件

障害を支給事由とする年金、恩給等の受給者は除かれます。

▼支給制限

一定額以上の所得を有する者には、支給されません。

▼支給額

一人につき月額一万五百五十円（57・9支給より）

▼その他

相談は、役場住民課にてお受けします。

お互いに人権を 守りましょう

「十二月四日～十日まで
人権週間です」

あなたにも私にもみんな人権があります。その人権はわたくし達が毎日明るく楽しく暮らしていくためにあります。したがって、あなたがもっている人権も、私のもっている人権もお互いにこれを尊重しあうという義務があるわけですが、この義務を果たさない自分自身の権利で得られないことになります。

今年も十二月四日から十日までの間の全国的な人権週間にあたり阿蘇人権擁護委員協議会と法務局阿蘇支局とは、各種行事を開催するほか、委員の自宅、あるいは法務局において常時ご相談に応じております。

週間中の行事については、開催地域のみなさんに別途お知らせしますが、人権の問題で困りの方は、どうぞ最寄りの人権擁護委員又は、法務局阿蘇支局にご相談ください。

そして、お互いに相手の人権を守ってよりよい生活向上につとめましょう。

熊本地方法務局阿蘇支局
阿蘇人権擁護委員協議会

税を知る週間の 実施について

本年も全国的な統一行事として「税を知る週間」が十一月十一日から十一月十七日迄実施されます。納税者の皆様方におかれましては積極的に週間行事にご参加下さる様お願いいたします。尚、週間行事日程は下記の通りです。

自動車税の納税者の 方へお願い

自動車税の滞納の主な原因は、登録の抹消によるものです。次の様な方は、必ず所定の登録手続を行ってください。

イ、自動車を手人に譲った場合
………移転(変更)登録

ロ、自動車を使用しなくなった場合
………抹消登録

住所が変わったために納税通知書が返ってくる件数が増えています。自動車税事務所に申告していただくと同時に登録手続を行ってください。

住所を変わった場合は

………変更登録

登録手続は、熊本陸運事務所で行って居ります。

料理飲食等消費税についてお願い

旅館、飲食店、バー等で飲食や宿泊をされた場合は、税金を納入した証として必ず公給領収証をお

受け取りください。
「知っています。暮らしているが公給領収証」
(県阿蘇事務所)

年賀状で新年のご あいさつと社会福 祉等への協力を

お年玉つき年賀はがき
十一月五日発売

お正月に年賀状を交換する麗しい習慣は、近年ますます盛んになってまいりました。日ごろお世話になっている方や、ごぶさたしている人へのあいさつなど、心と心をつ結ぶ大切なコミュニケーションの一つとなっています。

十一月五日頃から発売されるお年玉つき年賀はがきの発売枚数は二十九億六千万枚です。このうち二億四千万枚には、裏面に新年にふさわしい三種の絵柄がカラー一部は、賀詞が印刷されており、三円の寄附金を含め、四十五円で発売することとしました。

お年玉つき年賀はがきに付けられた寄附金は、これまでに約百六十七億円にも達し、社会福祉の増進等に役立っています。

今年も、心のこもった、美しい年賀状で、新年のごあいさつと社会福祉等へのご協力をお願いいたします。

「税を知る週間」行事日程表

月日	曜	時間	行 事 名	対 象 者	場 所
11・11	木	10:00 12:00	税務署見学及び座談会	一の宮町婦人会宮地支部会員	税務署会議室
11・12	金		作文表形式	草部北部中学校 高森中学校	同 左 "
11・12	金	15:00 18:00	税についての懇談会	阿蘇地区税務連絡協議会構成員	山梨荘 (阿蘇町)
11・15	月	13:00 15:00 18:00 20:00	租 税 教 室	物品税協力会員 納貯連青年部	税務署会議室
11・16	火	10:30 13:00	消費税込申告納税制度施行20周年記念表形式 納税表形式	表彰対象者 同 上	同 上
11・17	水		青色申告会熊本県連役員研修会	青色申告会熊本県連役員・青色申告会連役員・法人会署連役員	
11・11	木		管内酒展示	一般納税者	税務署庁舎内
11・11	木		税の習字の展示	同 上	管内各銀行
11・17	月		年末調整説明会 印紙税説明会 スライド上映	個人及び法人の源泉徴収義務者	
11・8	火				
11・11	木		税の無料相談	一般納税者	
11・17	水				

なお、年賀状の差出しにあたっては次の点にご注意ください。
一、年賀状はなるべく十二月二十日ごろまでにお出しくください。

二、郵便番号は、ハッキリと。

三、住所は地番、アパート名、室番号や「〇〇方」又は「〇〇ビル〇〇号」などの肩書きまで詳しくお書きください。

なお小包について

一、小包は、なるべく早くお出しくください。年内も平常どおり引受けいたします。

二、内容に適した材料で、しっかりと包装し、荷札もわずれずにお付けください。

※年末も、おし迫りますと、何かと忙しくなりますので、いずれも早めにご準備しましょう。

第2回

南小国町連合婦人会中年 バレーボール大会開かる

会員相互の親睦と健康増進を図るため、各支部対抗中年バレーボール大会が、十月十七日午前八時三十分より南中体育館において開催されました。

市原、黒川、湯田、一班、満願寺、新町、下中原、上中原、脇戸、中中原の計十チームが出場。



「たばこ」は南小国町内 で買います

愛煙家の皆様へお願い。たばこを南小国町内で買いますと、たばこ消費税が収入となります。たばこは是非南小国町内で買しましょう。

試合も和気あいあいの内に、会員や、家族の声援を受けて、手に汗握る若人顔負けの好プレーが展開され、接戦の結果僅差で次のチームが入賞しました。

優勝 満願寺チーム
準優勝 上中原チーム
三位 湯田チーム
三位 下中原チーム

母子・父子家庭医療費の助成事業について

この度、母子家庭における母子の健康を保持し、その家庭の経済的負担を軽減することにより母子家庭の自立への努力助長と家庭生活の安定を図るため、母子及び父子家庭の医療費の一部を補助することになりました。実施につきましては、昭和五十七年十月一日以降診療分から適用されます。

◎助成対象者

一、母子・父子家庭の母・父
母子家庭については、母子及び寡婦福祉法第五条第一項に規定する配偶者のない女子で現に

二十歳未満の児童を扶養している者。父子家庭についても、母子家庭の取り扱いに準じた取り扱いをします。

二、左記の者が扶養する十八歳未満の児童。
三、十八歳未満の父母のいない児童

◎助成の要件

一、国民健康保険法の被保険者又は、社会保険各法の被扶養者

◎助成の制限

一、生活保護法その他の法令等により国又は、地方公共団体の負担で医療費の給付を受けるとき
二、児童扶養手当法第九条及び第十條に規定する所得の額以上であるとき。

◎診療の範囲

入院・入院外(歯科を含む)

◎助成の対象経費

国民健康保険法及び社会保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額から付加給付を差引いた額(医療費の自己負担分)

◎医療を受ける場合

・医療機関に対し「母子家庭医療費受給資格証」の提示をする。
・医療費の一月分についての医療機関の証明を「母子家庭医療費助成申請書」に記入押印。

以上に該当される方は、役場住民課へ申し出て下さい。

詳しいことは、役場住民課へ、お問い合わせください。

◎医療費はタダではない

医療費は毎年ふえつづけ、国保財政は非常に苦しくなっています。しかし、国保の台所が苦しくなってきたらといって国保事業をやめることもできません。つづけていかなければならないのです。それに、二つの方法しかありません。

一つは保険税の引き上げ、一つは、わたしたち一人ひとりの医療費の節約です。医療費は大切にしましょう。

◎医療費節約のポイント

医療費増大による、保険税の引き上げを少しでも少なくするため次の三つのことをお願いします。
・病院めぐりはよそう。

・早期発見、早期治療
・自分の健康は自分で守りましょう
お医者さんのじょうずなかかり方

①保険証は必ず持参しましょう
②クスリをむやみにほしがるのはやめましょう
③家庭医を持ちましょう
④お医者さんを信頼しましょう
⑤下着は清潔に、脱ぎやすい簡単なものを着ていきましょう
⑥異常の具合を要領よく説明しましょう
⑦往診や夜間、休日の診療はひかえましょう

国民年金の保険料を二年納めないとき時効となります

国民年金の保険料は、六十歳まで二十五年間納めないとき年金を受ける資格を失います。

たとえば、交通事故などにあい障害者となったり、万一不幸にして死亡した場合などに障害年金や母子年金などが受けられないことがあります。また保険料は納期限から二年すぎますと時効となり、納めたくとも納められなくなり、将来老齢年金が受けられないことがありますので必ず納期限内に納めてください。

尚、保険料がどうしても家計が苦しくて納められないときか、生活保護を受けている人などは、保険料の納付が免除されます。この免除には法定免除と申請免除の二通りがあります。

①法定免除

被保険者が次のいずれかに該当したときは、その間の保険料が免除されます。
(該当した日から十四日以内に「保険料免除事由該当届」を都道府県知事に提出することが必要です)

(1)、生活保護法の生活扶助、らい予防法の生活援助を受けている

人。

(2)、国民年金の障害年金、障害福祉年金や母子福祉年金を受けている人。

②申請免除

(1)、被保険者が所得がないとき。
(2)、被保険者が、またはその世帯の人が、生活保護法の医療扶助や、らい予防法の援助を受けているとき。

(3)、家計が苦しくて保険料を納めることが非常に困難なとき。

この申請免除は「国民年金保険料免除申請書」というものを都道府県知事に提出して承認を受けなければ保険料が免除されません。

年金額を計算する場合には、免除を受けた期間について保険料を納めた場合の三分の一の割合の計算となり年金額が少なくなります。但し、保険料の免除をうけた人がその後、保険料を納めることができるようになったときは、将来有利な年金を受けることができるように、免除されていた期間の保険料の全部、または一部をあとかから当時の保険料額で「追納」することが認められています。

追納した場合は、免除を受けなかったものとして、年金額が計算されます。

ただし、追納できるのは、追納する時点から十年以内の期間に保るものに限られています。
注意「十年前までさかのぼって保険料を納めることができる」のは、免除されていた期間についてのことです。滞納の場合は二年を限度として時効となります。思いがけいをしないうちにしてください。

尚、せっかく今まで納入しているながら二年滞納したばかりに、老後に年金を受ける資格を失わないうちに老後の為にも納期を忘れなく納入ください。

・「保険料免除事由該当届」を県知事に提出する場合は、南小国町役場住民課にご相談ください。

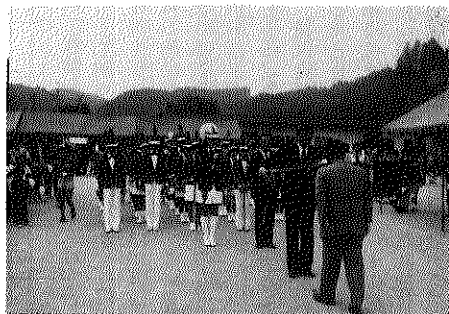
南小国中学校に楽器贈呈

十月十六日の産業祭の会場で矢津田の宇野省吾さんより南小国中学校にトランペット他多数の楽器をご寄附いただきました。

これは去る五十六年一月に逝去されました父宇野勝氏のご意志により教育施設にと多額のご寄附をいただいていたものです。

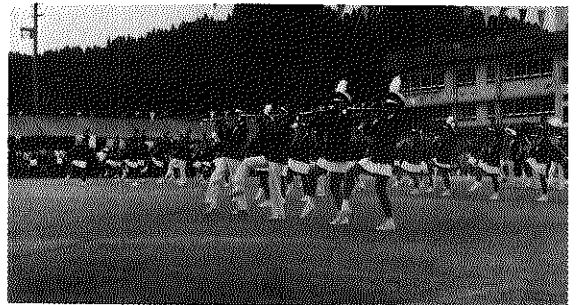
南小国中学校のブラスバンドは八月の熊本マーチングフェスティバルに小国中学校の友情出演で出場して大変な好評を得ています。

この度の楽器贈呈いただき益々内容を充実して今後とも精一杯頑張っていきたいと校長先生以下先生、生徒一同張り切っています。



宇野省吾氏より楽器贈呈

ここに故人のご冥福をお祈りしますとともに、今度の楽器贈呈に宇野省吾さんに心より感謝申し上げます。有難うございました。



披露される南中ブラスバンド

みなさんご存知ですか

小国電報電話局

毎年秋の結婚シーズンの大安日には、お祝電報が大変混雑します。配達する三日前までにお打ちになりますと、百五十円割引となります。是非ご利用ください。

香典返し

次の方より故人の香典返しとして南小国町社会福祉協議会へ多額のご寄附をいただきました。ここに謹んでお礼申し上げます。

南小国町社会福祉協議会

黒原 穴井 久吾
赤馬場 芝 資成
扇 佐藤 俊美
矢津田 大塚 静夫
米山 石橋 秀夫

センブリ栽培について

紙袋に保存。
2、播種時期：二月下旬～三月上旬。

3、床作り：巾一mに十cmの高畦（内七cm位は苗代等に使用する赤土（ズレ土）を使用）し床面をならし軽く板等でおさえる。

4、播種：水に種子を入れ、ジョロでむらのない様にまく。

5、床面被覆：各種の材料を使用して見たが、灌水又は、降雨等から幼苗を傷つけぬ為、シユロの皮を広げて床面に並べるのが効果があった。

6、ネット被覆：遮光五十％程度

のもので割竹を使用して被覆。
7、管理：床表土が、ひどく乾燥すれば灌水する程度。

8、除草：ズレ土を使用して有る為、手間はかからないが数回は必要である幼苗を傷めないように、ハサミで根ごと切り取る。

9、越冬管理：一年生の葉枯れてしまった頃をみはからいネット被覆及び表面のシユロの皮を取り除き、モミガラ一cm～二cmと其の上に稲ワラ十cm程度の覆をする。

10、被覆取除き：翌春萌芽前（三月中旬～下旬）に取り除く（モ

ミガラは庭等）が晩霜。霜柱等を考慮して少しは、モミガラを残して置く方が得策のようである。

11、二年目：ネット被覆は不用であり、除草も手で取り除いても大丈夫である、乾燥がひどい場合には灌水する程度で、其の他は特記すべき事もないようである。

12、収穫：採種用のみを残し開花期に抜き取る。
尚、わかりにくい点がありまして、お連絡ください。

日野 澄雄

戸籍明暗

月	日出生	出生者	保護者	住所
10・9	石橋 茂夫	秀夫	米山	
10・7	橋本 イシ	健治	白川	
9・30	幸 ミサヲ	教道	下町一	
9・28	日田 重夫	松夫	立岩	
9・27	大塚 一己	シズミ	矢津田	
9・19	清高ハルミ	スエノ	赤馬場	
9・18	佐藤 利雄	俊美	扇上	
死亡	死亡者	喪主	住所	
10・5	佐藤 浩二	千広	吉原	
10・3	小島 隆昭	福美	黒川	
9・28	鞭馬 美夫	陽一	湯田上	
9・22	松崎 大輔	郁洋	黒川	
9・19	井野 寛之	勝幸	田の原	
9・19	鶴田 文恵	繁美	瀬の本	
月	日出生	出生者	保護者	住所

11月休日在宅医			(午前9時～午後5時)
月 日	医 院 名	電 話 番 号	
11・3 (初)	武 石 医 院	6-2463	
11・7 (日)	蓮 田 医 院	2-0125	
11・14 (日)	(宮原) 上野外科医院	6-2033	
11・21 (日)	大 塚 医 院	6-3221	
11・23 (初)	音 成 医 院	6-2069	
11・28 (日)	(枝立) 上 野 医 院	8-0407	